

はじめに

本書は、社会保険労務士試験合格へのバイブルです。
例年、合格者の方の多くが本書を活用されています。

社会保険労務士試験は、難関国家資格の一つになりました。合格率も5%前後で推移しています。

近年は、単に記憶を試す問題から、具体的な事例に当てはめさせる事例形式の出題も目立ってきましたが、依然として「記憶」を試す問題が大半を占めます。事例形式の問題を解答するためにも、前提条件の正確な理解と記憶は不可欠です。

つまり、最終的には記憶が合否を左右するわけですが、記憶を阻害する要因があります。それは、社労士試験の対象となる法律には類似項目が多いことです。このことが、これまでにも多くの受験生の悩みの種となっていました。

各科目について、せっかく制度の仕組みや目的などをしっかりと理解したとしても、記憶の部分が曖昧なまま本試験に臨んだ場合、正確な知識を導けないということがよくあるのです。

その面で、抜群の威力を発揮するのが「横断整理」で、記憶するキーワードを効率よく整理することにより、記憶を定着させることができます。また、同一の法律内で重要なキーワードを縦割りに整理する「縦断整理」も効果的です。

学習が進んでくると、「労災保険にも同じような制度があった」、「この場合の遺族の範囲は?」、「時効の2年と5年は?」といった他の法律との違いや、同じ法律の中で頻繁に出てくるキーワードでとまどつたりします。

本書は、一通り学習が終わった段階での知識の整理に最適なことはもちろん、学習の進捗に併せて使用していただいても威力を發揮します。多くの合格者が使用した、社会保険労務士試験合格のバイブル。それが、本書です。

本書を手にされた皆様の全員が合格されることを願っております。

令和6年10月

北村 庄吾

編集・校正 斎藤 正美（社会保険労務士）

もくじ

はじめに	1
------	---

第1章 共通項目 横断整理

1 目的	10
横断整理 ① 主要科目的目的条文	12
② その他の科目の目的条文	13
2 任意適用事業	17
横断整理 ① 暫定任意適用事業／任意適用事業	19
② 暫定任意適用事業／任意適用事業の成立、消滅	20
3 保険者・強制被保険者	22
横断整理 ① 保険者	23
② 強制被保険者	23
③ 法人の代表取締役等についての適用	27
④ 国・地方公共団体に使用される者	27
⑤ 外国人・出向・派遣	28
4 適用除外	29
横断整理 ① 適用除外事業及び適用除外者	31
5 任意加入被保険者	34
横断整理 ① 任意加入被保険者一覧	36
6 労働者・日雇労働者	44
横断整理 ① 労働者・日雇労働者の定義	46
7 派遣労働者	47
横断整理 ① 派遣労働者	49
8 スライド制	50
横断整理 ① スライド制	52
9 受給権の保護	56
横断整理 ① 受給権の保護	58
10 公租公課	59
横断整理 ① 公租公課	60
11 給付制限	61
横断整理 ① 給付制限	62
12 待期	65
横断整理 ① 待期	66

13 不正利得の徴収	67
横断整理 ① 不正利得の徴収	68
14 賃金及び報酬	69
横断整理 ① 賃金及び報酬の定義	72
15 臨時の賃金	78
横断整理 ① 臨時の賃金算入の可否	79
16 現物給与の価額(評価額)	80
横断整理 ① 現物給与の価額決定者	81
17 保険料	82
横断整理 ① 保険料率	84
② 社会保険における保険料関連事項の整理	87
18 保険料の納期限	93
横断整理 ① 保険料の納期限	95
19 国庫負担・国庫補助	96
横断整理 ① 主要な法律の国庫負担・国庫補助	98
20 未支給の保険給付	100
横断整理 ① 未支給の(保険)給付・手続き	101
21 記録の保存義務	102
横断整理 ① 記録の保存義務	103
22 時効	104
横断整理 ① 時効	106
23 諮問機関	108
横断整理 ① 諮問機関	109
24 不服申立て	110
横断整理 ① 労働保険関係	112
② 社会保険関係	115
25 端数処理	119
横断整理 ① 端数処理	120
26 罰則	122
横断整理 ① 事業主等に対する罰則	124
② 被保険者等に対する罰則	126
27 基金と組合	127
横断整理 ① 基金と組合	129

第2章 保険給付 横断・縦断総整理

保険給付の全体像	132
① 疾病・負傷に関する保険給付	134
横断整理 ① 療養補償給付と療養の給付	135
② 一部負担金	137
③ 傷病手当金・休業補償給付・休業補償	140
縦断整理 ① 疾病・負傷に関する給付の整理	143
② 資格喪失後の給付	152
③ 被扶養者に関する給付	154
② 障害に関する保険給付	159
横断整理 ① 障害基礎年金と障害厚生年金	160
縦断整理 ① 傷病補償年金・障害補償年金・障害補償一時金	171
② 障害補償年金差額一時金・前払一時金	175
③ 障害手当金	177
③ 出産に関する保険給付	179
横断整理 ① 出産育児一時金	180
② 出産手当金	182
③ 家族出産育児一時金	185
④ 死亡に関する保険給付	186
横断整理 ① 死亡に関する主な給付	187
② 遺族の範囲	190
③ 遺族年金の比較	196
④ 支給停止の比較	199
⑤ 失権の比較	202
縦断整理 ① 遺族補償年金と遺族補償一時金	205
② 寡婦年金と死亡一時金	207
⑤ 老齢に関する保険給付	211
横断整理 ① 老齢基礎年金と老齢厚生年金（支給要件など）	212
② 老齢基礎年金と老齢厚生年金（繰上げ・繰下げ）	228
③ 老齢基礎年金と老齢厚生年金（年月日別整理）	236
縦断整理 ① 60歳台前半の老齢厚生年金	238
② 在職老齢年金	245
⑥ その他の給付	247
横断整理 ① 脱退一時金	248

② 国民年金基金・健康保険組合	250
総断整理 ① 介護補償給付	253
② 二次健康診断等給付	255
③ 日雇特例被保険者の給付	256
④ 特別支給金	262
⑤ 失業等給付・育児休業等給付	264
総 整 理 ① 基本手当	266
② 延長給付	274
③ 技能習得手当・寄宿手当・傷病手当	276
④ 高年齢求職者給付金と特例一時金の比較	279
⑤ 日雇労働求職者給付金の普通給付と特例給付の比較	281
⑥ 就職促進給付	283
⑦ 教育訓練給付	286
⑧ 高年齢雇用継続給付	292
⑨ 介護休業給付	294
⑩ 育児休業等給付	296
⑪ 雇用保険法における給付制限	305
7 併給調整ほか	306
横断整理 ① 労災法と年金法の併給調整	307
② 雇用法と厚年法の併給調整	309
③ 公的年金の併給調整	312
④ 健保法と年金法の併給調整	323
⑤ 損害賠償との調整	325
⑥ 損害賠償請求権の代位取得	329

第3章 届出関係 総整理

総 整 理 ① 労働基準法	332
② 労働安全衛生法	335
③ 雇用保険法	338
④ 労働保険徴収法	342
⑤ 健康保険法	347
⑥ 厚生年金保険法	351
⑦ 国民年金法	358

本書の効果的な使い方

本書では、さまざまな学習アイテムを用いています。ここで、本書の利用法を兼ねて説明いたします。

出題
実績

章ごとに異なる表示にしています。

過去20年間の問題を実績表示しています。

典型出題



過去の問題から典型的な出題をピックアップして掲載しています（法改正対応のため、出題当時と問題文が異なる場合があります）。



記憶ポイント

社労士試験の出題範囲のすべての条文を正確に記憶することは不可能です。記憶するポイントを示しています。

横断

異なる法律間の横断整理のときに表示しているマークです。

縦断

同一法律間の縦断整理のときに表示しているマークです。

総

総整理のときに表示しているマークです。

注意点／本書では、年金法の年金額などデータの記載がない部分があります。

これは、執筆時点ではデータが判明していないためです。最新改正情報として、下記サイトにて2025年6月末ごろに公開予定です。併せてご利用ください。

<https://www.srsaitan.jp/> 又は <https://www.horei.co.jp/>

第1章

共通項目 横断整理

本章では、複数の法律にある項目を横断的に整理する。横断整理は、頭の中を整理するのには適しているが、注意しておく点がある。それは、本章でまとめている横断整理事項すべてが本試験では頻出事項ではないということである。

社労士試験は、膨大な情報の中から、主に記憶を試される試験となっている。メリハリをつけた学習が必要であることから、本章では得点可能性(0~4点)を示している。これを参考に整理していただきたい。

1

目的

得点

1~2点

出題
実績

労働関係		社会関係	
労基法	H19、H18、H25、H27、H30、R6	健保法	H21、H23、R3
安衛法	H24、(R元)	国年法	H28
労災法	H22	厚年法	H22
雇用法	H22、(H28)	社一	H27、(H29)、(R6)、H18、H19、H20、H27、R3
労一	H19、(H21)		

□は記述・選択式出題

出題パターン

- 各法律の最初に学習するため、ついおろそかになりがちだが、意外と出題は多い。択一式、選択式ともに出題されるため、落とせない項目の1つである。
- 近年の出題は、択一式のみならず選択式問題としても出題されている。

典型出題

- [問1] 労働基準法第1条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間、解雇、災害補償等の基本的な労働条件を指し、安全衛生、寄宿舎に関する条件は含まない。(労基法 H25)
- [問2] 労働基準法第1条にいう、「人たるに値する生活」とは、社会の一般常識によって決まるものであるとされ、具体的には、「賃金の最低額を保障することによる最低限度の生活」をいう。(労基法 R6)
- [問3] 労働安全衛生法は、その目的を第1条で「労働基準法（昭和22年法律第49号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、Aの形成を促進することを目的とする。」と定めている。
(安衛法 R元)

□□ [問4] 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合並びに労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の A を図るとともに、B を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の C を図ることを目的とする。(雇用法 H28)

□□ [問5] 国民年金法は、「国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の A がそこなわれることを国民の B によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」と規定している。(国年法 H28)

□□ [問6] 国民健康保険法第1条では、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって A に寄与することを目的とする。」と規定している。(社一 R6)

解 答

[問1] ×：「安全衛生や寄宿舎に関する条件」も含まれる。

[問2] ×：「その標準家族の生活をも含めて考えること」とされている。

[問3] A 快適な職場環境

[問4] A 生活及び雇用の安定 B 求職活動 C 福祉の増進

[問5] A 安定 B 共同連帶

[問6] A 社会保障及び国民保健の向上



記憶ポイント

- キーワード学習を心がけること。キーワード学習とは、条文の重要な単語を重点的に押さえていく学習法。
- 医療関係の法律や年金関係の法律など、同じ種類の法律を比較して記憶すると効果的。

横断整理①

 横断

主要科目的目的条文

① 労基法（1条）

労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、**労働関係の当事者は**、この**基準を理由**として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように**努めなければ**ならない。

② 安衛法（1条）

この法律は、**労働基準法**と相まって、労働災害の防止のための**危害防止基準**の確立、**責任体制の明確化**及び**自主的活動の促進**の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、**快適な職場環境**の形成を促進することを目的とする。

③ 労災法（1条）

労働者災害補償保険は、**業務上**の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（「**複数事業労働者**」という。）の**二以上の事業の業務を要因**とする事由又は**通勤**による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して**迅速かつ公正**な保護をするため、必要な**保険給付**を行い、あわせて、**業務上**の事由、**複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因**とする事由又は**通勤**により負傷し、又は疾病にかかった労働者の**社会復帰の促進**、当該労働者及びその遺族の**援護**、労働者の**安全及び衛生の確保**等を図り、もって労働者の**福祉の増進**に寄与することを目的とする。

④ 雇用法（1条）

雇用保険は、労働者が**失業**した場合及び労働者について**雇用の継続**が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が**自ら職業**に関する**教育訓練**を受けた場合並びに労働者が**子を養育**するための**休業**及び**所定労働時間を短縮**することによる**就業**をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の**生活**及び**雇用の安定**を図るとともに、**求職活動**を容易にする等その就職を促進し、あわせて、**労働者の職業の安定**に資するため、**失業の予防**、**雇用状態の是正**及び**雇用機会の増大**、労働者の**能力の開発**及び**向上**その他労働者の**福祉の増進**を図ることを目的とする。

⑤ 徴収法（1条）

この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。

⑥ 健保法（1条）

この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

⑦ 国年法（1条）

国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

⑧ 厚年法（1条）

この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

横断整理②



その他の科目的目的条文

① 国民健康保険法（1条、2条）

この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。

② 高齢者医療確保法（1条）

この法律は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るために、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

③ 介護保険法（1条）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

④ 児童手当法（1条）

この法律は、子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るために、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

⑤ 社会保険労務士法（1条）

この法律は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もって労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。

⑥ 労働施策総合推進法（1条）

この法律は、国が、少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、労働に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に発揮され、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実並びに労働生産性の向上を促進して、労働者がその有する能力を有效地に発揮することができるようになり、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを目的とする。

⑦ 職業安定法（1条）

この法律は、**労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律**と相まって、公共に奉仕する**公共職業安定所**その他の職業安定機関が関係行政庁又は関係団体の協力を得て**職業紹介事業**等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う**職業紹介事業**等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割に鑑みその適正な運営を確保すること等により、各人に**その有する能力**に適合する職業に就く機会を与え、及び**産業に必要な労働力を**充足し、もって**職業の安定**を図るとともに、**経済及び社会の発展**に寄与することを目的とする。

⑧ 労働者派遣法（1条）

この法律は、**職業安定法**と相まって**労働力の需給**の適正な調整を図るため労働者派遣事業の**適正な運営**の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の**保護等**を図り、もって**派遣労働者の雇用の安定**その他**福祉の増進**に資することを目的とする。

⑨ 男女雇用機会均等法（1条）

この法律は、**法の下の平等**を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における**男女の均等な機会及び待遇の確保**を図るとともに、**女性労働者の就業**に関して**妊娠中及び出産後の健康の確保**を図る等の措置を推進することを目的とする。

⑩ 育児・介護休業法（1条）

この法律は、育児休業及び介護休業に関する制度並びに**子の看護等休暇及び介護休暇**に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため**所定労働時間**等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する**支援措置**を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の**雇用の継続**及び**再就職の促進**を図り、もってこれらの者の**職業生活と家庭生活との両立**に寄与することを通じて、これらの者の**福祉の増進**を図り、あわせて**経済及び社会の発展**に資することを目的とする。

⑪ 労働組合法（1条）

この法律は、労働者が使用者との交渉において**対等の立場**に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその**労働条件**について**交渉**するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために**自主的に**労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する**労働協約**を締結するための**団体交渉**をすること及びその手続を助成することを目的とする。

⑫ 確定拠出年金法（1条）

この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようとするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

⑬ 確定給付企業年金法（1条）

この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようとするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

⑭ パートタイム・有期雇用労働法（1条）

この法律は、我が国における少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、短時間・有期雇用労働者の果たす役割的重要性が増大していることに鑑み、短時間・有期雇用労働者について、その適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間・有期雇用労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにして、もってその福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

⑮ 労働契約法（1条）

この法律は、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則その他労働契約に関する基本的事項を定めることにより、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるようすることを通じて、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資することを目的とする。

2

任意適用事業

得点

2~3点

出題
実績

労働関係		社会関係	
労災法	H17、H20、H21、R元、R3	健保法	H17、H21、H22、H24、H26、 H27、H28、H30、R2、R5
雇用法	H19、H21、H22、H25、H28、 H30、R4	厚年法	H18、H19、H21、H25、H28、 H30、R元、R2、R4、R5
<input type="checkbox"/> は記述・選択式出題			

出題パターン

- ・ 択一式で出題されることが多い。ほぼ毎年のように出題されている。
- ・ 社会保険関係では、任意適用業種の実際例（理容・美容）等とからさせて出題される。
- ・ 暫定任意適用事業、又は任意適用事業の成立、消滅の要件がよく出題される。

典型出題

□□ [問1] 雇用保険法第6条に該当する者を含まない4人の労働者を雇用する民間の個人経営による農林水産の事業（船員が雇用される事業を除く。）において、当該事業の労働者のうち2人が雇用保険の加入を希望した場合、事業主は任意加入の申請をし、認可があったときに、当該事業に雇用される者全員につき雇用保険に加入することとなっている。（徴収法 R4）

□□ [問2] 暫定任意適用事業の事業所が任意加入の申請を行おうとする場合、雇用保険を適用した場合に被保険者となる者とならない者を合わせた労働者総数の2分の1以上の同意が必要である。
(雇用法 H11)

□□ [問3] 任意適用事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（被保険者である者に限る。）の2分の1以上の同意を得て、厚生労

労働大臣に申請し、認可を受けた場合、適用事業所でなくすることができる。(健保法H21)

- [問4] 任意適用事業所において被保険者の4分の3以上の申出があった場合、事業主は当該事業所を適用事業所でなくするための認可の申請をしなければならない。(健保法R2)
- [問5] 厚生年金保険法第6条第3項に定める任意適用事業所となる認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（同法第12条の規定により適用除外となる者を除く。以下同じ。）の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。(厚年法H25)
- [問6] 任意適用事業所を適用事業所でなくするための認可を受けようとするときは、当該事業所に使用される者の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請することとされている。なお、当該事業所には厚生年金保険法第12条各号のいずれかに該当し、適用除外となる者又は特定4分の3未満短時間労働者に該当する者はいないものとする。(厚年法H30)

解 答

[問1] ○

[問2] ✗：適用除外者を除いた労働者の2分の1以上の同意が必要である。

[問3] ✗：「2分の1以上」を「4分の3以上」に直せば正しくなる。

[問4] ✗：被保険者の4分の3以上が任意適用の取消しの申請を求めた場合であっても、事業主は、当該任意適用の取消しの認可の申請を行う義務を負わない。

[問5] ✗：「3分の2以上」ではなく、「2分の1以上」の同意である。

[問6] ✗：「3分の2以上」を「4分の3以上」と直せば正しい設問となる。



記憶ポイント

- 健保・厚年法では、法人で1人でも従業員を使用する事業所は強制適用。
- 雇用・労災法に関しては、擬制的任意適用が翌日となっている点に注意。

■執筆者紹介■

北村 庄吾（きたむら しょうご）

1961年生まれ。熊本県出身 中央大学卒業

社会保険労務士・行政書士・ファイナンシャルプランナー

ブレイン社会保険労務士法人代表社員

平成3年に弁護士・税理士・司法書士などの国家資格者の総合事務所Brainを設立。その波瀾万丈の生き方とともにテレビをはじめマスコミからも注目され、取材記事は日経新聞をはじめとして多数。

近年は年金問題にも積極的に取り組み、「年金博士」として、テレビ・雑誌で活躍中。

クレアールアカデミー専任講師として、学習ノウハウをレクチャー。

斎藤 正美（さいとう まさみ）

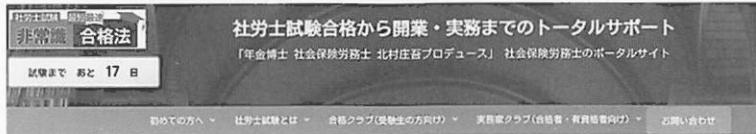
1962年生まれ。千葉県出身 信州大学卒業

大学での専門は化学工学という異色の存在。そのためか、なぜかみんなが苦手とする労働安全衛生法を得意とする。現在、クレアールアカデミーの専任講師として全科目を担当。受験生のハートを的確につかみ、ポイントを捉えた軽快な講義は、今年で合格を決めたいという受験生から絶大な支持を得ている。

○法改正情報○

法改正などの最新情報を下記のホームページで提供します。

www.srsaitan.jp



お知らせ

※2025年受験用の本書に関する改正情報は、2025年6月末ごろ確定版を掲載する予定です。